

# 貸借対照表

平成26年3月31日現在

北陸発電工事株式会社

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>10,228,239</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,611,061</b>
現金預金	69,060	支払手形	26,739
受取手形	38,579	工事未払金	1,497,017
完成工事未収入金	2,003,812	未払金	8,869
未成工事支出金	1,552,876	未払費用	85,325
材料貯蔵品	3,282	未払法人税等	123,417
短期貸付金	6,356,632	未成工事受入金	799,500
繰延税金資産	181,279	預り金	23,567
その他	22,715	その他	46,625
<b>固定資産</b>	<b>1,910,751</b>	<b>固定負債</b>	<b>3,174,436</b>
有形固定資産	702,998	退職給付引当金	3,135,391
建物・構築物	401,758	役員退任慰労引当金	12,950
機械・運搬具	168,360	工事補償引当金	26,094
工具器具・備品	132,879	<b>負債合計</b>	<b>5,785,497</b>
無形固定資産	3,332	(純資産の部)	
電話加入権	3,332	<b>株主資本</b>	<b>6,353,493</b>
投資その他の資産	1,204,419	資本金	95,000
投資有価証券	10,737	利益剰余金	6,258,493
繰延税金資産	1,179,496	利益準備金	23,750
その他	17,920	その他利益剰余金	6,234,743
貸倒引当金	△ 3,735	別途積立金	370,000
		繰越利益剰余金	5,864,743
		<b>純資産合計</b>	<b>6,353,493</b>
<b>資産合計</b>	<b>12,138,990</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>12,138,990</b>

(千円未満切捨て)

# 個別注記表

自平成25年 4月 1日  
至平成26年 3月31日

北陸発電工事株式会社

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

時価のないその他有価証券のみで、移動平均法による原価法によっている。

#### ② 棚卸資産

未成工事支出金 …… 個別法による原価法によっている。

材料貯蔵品 …… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年4月1日以後取得の建物については、定額法と  
している。

#### ② 無形固定資産

定額法によっている。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、特定の  
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき  
計上している。数理計算上の差異は、その発生事業年度の費用として処理している。

#### ③ 役員退任慰労引当金

役員退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上している。

#### ④ 工事補償引当金

将来発生する補修費用に備えるため、当事業年度末における補修費用見込額を計上して  
いる。

### (4) 収益及び費用の計上基準

#### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については  
工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用して計上して  
いる。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、  
原価比例法によっている。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

## 2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の普通株式 9,500株

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

・ 配当金の総額	205,637,000円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当額	21,646円
・ 基準日	平成26年3月31日
・ 効力発生日	平成26年6月30日

## 3. 当期純損益

当期純利益 411,288千円

## 4. その他の注記

(1) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

平成26年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度より復興特別法人税が課されないこととなった。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産は、一時差異等の解消が見込まれる事業年度に対応した改正後の税率を基礎とした法定実効税率により計算している。

この結果、繰延税金資産が16,604千円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加している。

(2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示している。